



平成27年度

設備の高効率化改修支援モデル事業

(EIE (Efficiency Improvement Model of Equipment Renovation) 事業)

公募説明会資料

平成27年5月

一般社団法人 温室効果ガス審査協会

ASSET事業運営センター



公募要領

補助事業の目的と性格（公募要領p3）

本事業では、地方自治体の所有する各種施設や民生部門の施設等において、資金不足から部品の劣化やメンテナンス不足により効率の低いまま稼働している設備について、エネルギー効率の向上に寄与する部品・部材の交換・追加、および交換等を実施した設備を稼働させるのに必要な調整を行う、高効率化改修を支援することで、低下した効率の改善を促進し、費用効率的な二酸化炭素削減手法を確立することを目的としている。

応募者の要件：補助金の応募者(公募要領p.4,5)

- 代表事業者・・・補助対象設備の所有者であり、補助金の交付を受ける事業者
- 共同事業者・・・代表事業者と共同で事業を実施する事業者

○補助金の申請者となれるもの

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人通則法第2条第1項において規定される独立行政法人
- ウ 一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- オ 法律により直接設立された法人
- カ その他環境大臣の承認を得て補助事業が適当と認めるもの

➤ 申請手続は、代表事業者からの委任を受けた第三者による代行も可

補助事業の要件（公募要領p.4、5）

ア 国内の施設で運用している設備に関して以下①、②の改修を行うことで、当該設備のエネルギー消費量を削減する事業

① 部品・部材のうち、経年劣化等により効率低下の原因となっているものの交換を行い、当該設備のエネルギー効率を、導入当初と同等以上まで改善

② 当該設備のエネルギー効率を初期（現状）の状態以上に改善するような部品・部材を追加

イ 国からの他の補助金を受けていないこと

ウ 償却資産登録された、現在稼働中の設備の改修であること

応募にあたっては、上記ア.①②ともに、当該設備メーカーや当該設備のメンテナンスを行っている事業者、部品・部材メーカーや省エネルギー診断実施事業者等外部の専門家による省エネルギー効果の説明等を添付のこと

補助対象外となる施設（公募要領p.6）

- 製造業（加工修理業を含む）の生産施設
 - 電気業、ガス業又は熱供給業の生産施設
 - 自動車整備工場
 - 機械等修理工場
- その他これに類する施設

補助対象外となる設備（公募要領p.6）

- 国からの補助金を用いて導入した設備
- 船舶及び航空機
- 車両運搬具（軌道走行車両、乗用自動車や貨物自動車、フォークリフト等）
- 器具備品（パソコンや自動販売機等）や家電に類するもの
- 将来用設備や予備設備といった、改修後直ちに使用される予定が無い設備
- BEMS、人感センサー、明るさセンサー、温度管理センサー、トイレにおける消音設備等、対象設備の負荷低減やエネルギー効率の改善とは異なる方法（人の行動変容や当該設備の稼働時間の調整等）で省エネルギーを達成するもの
（注釈参照）
- 照明設備

補助対象外となる設備（注釈）

補助対象外となる部品・部材の例

- BEMS、デマンドコントローラ
- センサー類

補助対象となる追加部品・部材の一例

- インバーター制御システム、台数制御システム
など

補助事業の予算額と補助率

(交付規程 第4条)

- 予算総額: **5億円** (エネルギー対策特別会計)
- 1件あたりの**補助金の上限額はない**

補助率は補助事業者により

- (ア) 資本金1,000万円未満の民間企業の場合 ⇒ **3分の2**
- (イ) 資本金1,000万円以上の民間企業の場合 ⇒ **2分の1**
- (ウ) **指定都市以外の市町村** (これらの市町村により設立された組合を含む) の場合 ⇒ **3分の2**
- (エ) **都道府県、指定都市又は特別区** ((ウ)の括弧書の組合以外の組合を含む) の場合 ⇒ **2分の1**
- (オ) (ア)~(エ)以外の者の場合 ⇒ **2分の1**

補助対象となる経費について(公募要領p.6、7)

交付決定日から平成28(2016)年2月29日までの経費が対象

○補助対象設備の整備に係る経費が対象であり、**かつ当該期間までに支払いが完了するもの**

- 補助対象経費の詳細は交付規程 第3条を参照のこと
- 交付規程 別表第2、第3に従って、【別紙2】の積算内訳に記入し、経費内訳の資料を提出すること

○既存設備の撤去・移設費・廃却費、公官庁への申請、届出費用、本補助金への応募・申請経費等については補助の対象外

○同一設備に重複して国からの他の補助金申請は不可

補助事業者の選定方法（公募要領p.8）

- 一般公募を行い選定する。
- 実施計画等をもとに、協会において書類審査を行う。
書類審査を通過した申請に関して、その後、審査委員会において、補助対象事業の二酸化炭素削減に係る費用対効果や他の自治体・事業者等への波及効果等に関する審査基準に基づいて厳正な審査を行い、補助事業費の範囲内で補助事業の選定を行う。



審査結果に対する御意見には対応致しかねます。審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求めることもありますのでご了承ください

補助事業者の選定方法（公募要領p.8）

- 補助事業の選定をされた自治体・事業者に、7月上旬に採択の内示を行う。採択者に対し、採択者説明会を7月中旬に東京で実施する。
- 採択者には補助金の交付申請書を提出して頂く。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、事業実施期間に行われる事業で、かつ当該期間中に支払が完了するものとなる。
- 協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等について審査を行い、適当と認められたものについて交付の決定を行う。
 - ア 補助事業の全体計画が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。
 - イ 補助対象経費には国からの他の補助金の対象経費を含まないこと。
 - ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

事業開始と実績報告について(公募要領p.8、9)

補助事業に伴う契約日・発注日は、交付決定日以降

- 補助事業は協会からの**交付決定を受けた後、開始可能**(交付決定前の契約・発注に係る経費は、補助対象経費とし得ないので注意)
- 原則として適当な時期に現地の**中間検査**を行う
- 補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は**平成28年3月10日**のいずれか早い日まで、協会へ「**完了実績報告書**」を提出
- 実績報告書に基づく書類審査及び必要により現地確定検査を行う
- 協会から**補助金の額の確定通知**
- 補助事業者から**精算払請求書**の提出を受け、補助金交付



二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(設備の高効率化改修支援モデル事業)交付規程(第8、10、11、12、15条)をご確認ください。

事業報告書の提出（公募要領p.8、9）

補助事業者は事業後3年間事業報告が必要

- 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間の二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を年度終了後30日以内に大臣に提出
- その後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を大臣に提出しなければならない

公募期間と採択結果

【公募期間】

2015年4月30日(木)から6月12日(金)17:00まで



簡易書留等記録が残る方法で郵送してください(期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が当方の事情に起因しないものについては、受理しません。なお、**持ち込みは受理できません。**)

採択した案件については、事業者名・事業概要等を報道発表し、同時に温室効果ガス審査協会webサイト(<http://www.gaj.or.jp/>)において公開

設備の高効率化改修支援モデル事業のスケジュール

2015年度

- 公募 4月30日～6月12日
- 採択者内示 7月上旬
 - 採択者説明会を東京にて開催
 - 採択者は交付申請書を提出
 - 協会は交付申請書について審査し、交付決定
- 交付決定 7月下旬
- 交付決定後補助事業開始
- 補助事業完了後30日以内または3月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出
- 交付額の確定後、補助金の支払
- 3月末までの期間の二酸化炭素削減効果等について事業報告書を大臣に提出(2016年4月30日まで)

2016～
2018
年度

- 毎年度の3月末までの期間の二酸化炭素削減効果等について事業報告書を大臣に提出（各翌年度4月30日まで）

補助対象設備の財産管理(交付規程第13、14条)

補助事業の実施により取得した財産を処分しようとする場合は、あらかじめ協会の承認が必要

(交付規程第8条による)

- 補助事業の実施により取得した財産については取得財産管理台帳を整備。
- 法定耐用年数期間内に取得財産等(補助対象部品・部材に限る)を廃棄・転用・譲渡等した場合は、補助金の一部返還が生じる場合がある。



法定耐用年数期間内における補助対象設備の処分等
に関しては、必ず、事前に協会へご相談ください。

法定耐用年数の考え方について

- 補助事業で導入した部品の法定耐用年数(注)
 - 部品の法定耐用年数は、その部品で個別に法定耐用年数が設定されていれば、その法定耐用年数を用いる。
 - 部品の法定耐用年数が個別に設定されていない場合は、その部品が構成される設備全体の法定耐用年数を、その部品に適用する。
- 法定耐用年数による事業の扱い方

条件	対応
交換した部品の法定耐用年数 > 設備全体の残存耐用年数	補助金で交換した部品の法定耐用年数の期間は設備を使用しなければならない。
	補助金で交換した部品を設備と一緒に廃棄する場合には、補助金の一部を返却する場合がある。
交換した部品の法定耐用年数 ≤ 設備全体の残存耐用年数	残存耐用年数の期間は設備を使用する。

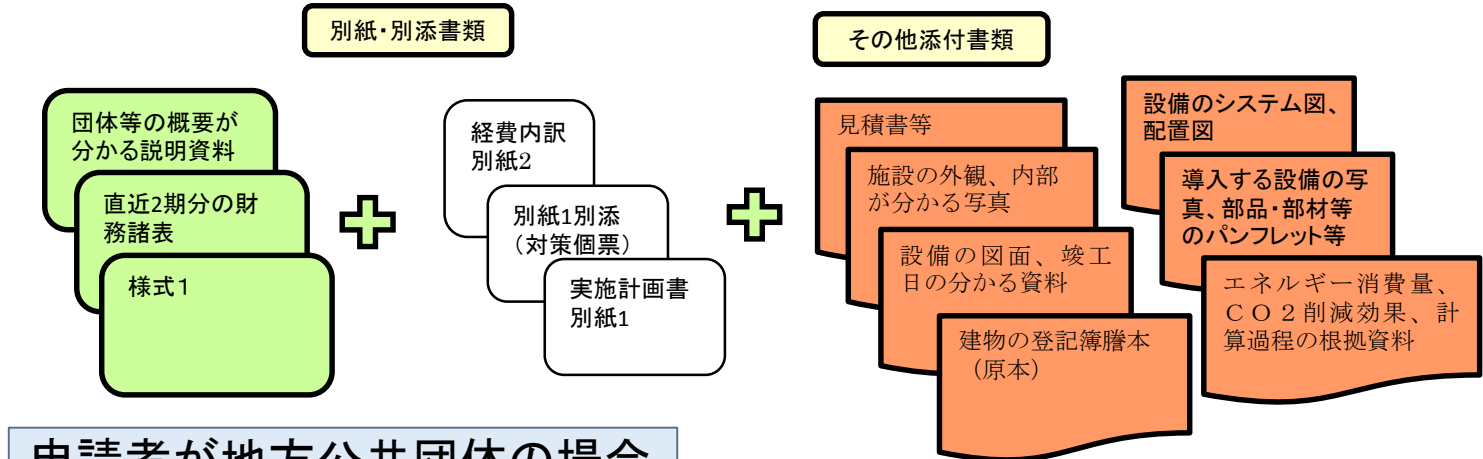
(注)部品の法定耐用年数の詳細は、国税庁にお問い合わせ下さい。



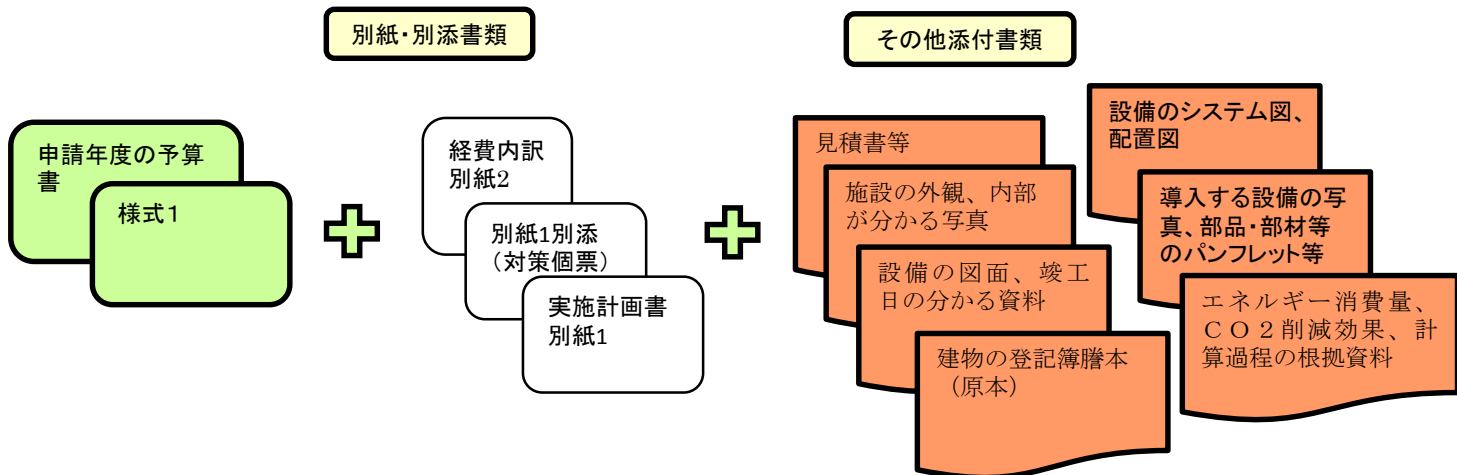
応募様式等の記入上の注意

応募に必要な書類について(公募要領 様式1)

申請者が地方公共団体以外の場合



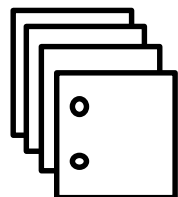
申請者が地方公共団体の場合



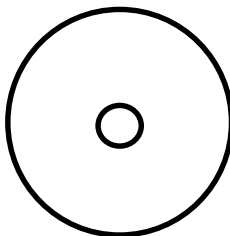
応募に必要な書類について(公募要領 様式1)

- 締切：平成27年(2015)6月12日(月)17時必着
- 提出方法：簡易書留等の配達記録の残る方法 (持参不可)

- 応募に必要な書類、様式1、別紙1、別紙1別添及び別紙2については、協会のホームページの電子ファイルをダウンロードして作成下さい。
- 副本は様式1＋別紙1＋別紙1別添＋別紙2
- CD(DVD)には添付資料を含めた正本の内容をすべて収めて下さい。



正本1部＋副本1部
(2つ穴、紐とじ)



・CD (DVD)
1枚
応募者名を
記入



Asset事業運
営センターへ
の提出

お問い合わせ先

一般社団法人 温室効果ガス審査協会（GAJ協会）
ASSET事業運営センター
事業部
eie@gaj.or.jp

